



横浜事件 再審裁判を 支援する会

映画『証言』試写と 裁判現況報告の夕べ

No.14

1990.8.30

〔事務局〕

〒101
東京都千代田区猿樂町
1-4-8
松村ビル402
☎03-291-8066

さる七月六日（金）、霞ヶ関の東京弁護士会館講堂で、「映画『言論弾圧・横浜事件——証言』試写と再審裁判現況報告の夕べ」がひらかれました。（支援する会と映画制作の青銅プロとの共催）。

まず橘祐典監督が挨拶。氏の父が元改造社員で、脚本を書いたふじた・あさや氏の父が藤田親昌氏（元中央公論編集長、事件被害者の一人）であることにふれつつ、日本の言論が危機にさらされている今日（長崎市長銃撃事件等）、横浜事件再審実現の意義はますます大きい、と訴えました。ついで約四十分わたる映画を上映し、約七〇人の参会者が熱心に画面に見入りました。上映後、再審申し立て人、木村亨氏（当時中央公論社員）、小林英三郎氏（改造社員）が戦後四〇年経過してなぜ再審要求を決定したかを語りつつ言論と人権擁護の意義を訴え、気賀すみ子さんが挨拶しました。森川金寿弁護士団团长は、事件概要と再審裁判の今

日までの経過を報告。弁護団として最高裁に対し、公正審理を前提に、審理を大法廷で行なうこと、口頭弁論をひらくことを要請中であるが、八八年一二月の特別抗告以来、一年半も最高裁の決定がなされないのは、最高裁も事件のもつ意味の重さを感じているのであろうとのべ、だからこそ支援の力がいつそう強められる必要があるとのべました。そして、かりに最悪の場合、最高裁が地裁高裁と同じような反動的決定をくだしたら、国連人権委員会に提訴し、舞台を日本から世界へ移してたたかいたいと力強い言葉で結びました。

集会のまとめとして、大川隆司弁護士事務局長と参会者との対話がおこなわれ、作家・加賀乙彦氏、劇作家・椎名龍治氏から映画からうけた感銘と支援の決意が語られた。参会者はそれぞれアンケートに感想を書きこんでくださり、運動の着実なひろがりを実感される夕べとなりました。（日本ペンクラブ主催の、一〇月四日獄中作家の日の集会に於ても、加賀乙彦氏のご努力により映画『証言』の上映と小林・木村両氏の訴えをとりあげていただくことになりました。また映画完成が『朝日』読書欄で紹介され、事務局にたくさんお問い合わせ電話がかかっています。）

映画『言論弾圧証言』が完成

再審裁判支援の運動拡大に活用を!

横浜事件・再審裁判は、国家秘密法に対する危機意識の中から提起されました。この一事からだけでも、この裁判のアクチュアルな意味はわかります。

しかし残念ながら、現状は、支援の運動がとくに若い人たちの間に広がっていつているとはいえません。

一つの理由は、事件からすでに半世紀近い歳月が経過していることです。『治安維持法の時代』が、若い世代にはなかなか実感的にわかりにくいのです。

その『隘路』を突破するための有力な手段が出現しました。

映画『言論弾圧横浜事件・証言』です。

一昨年初、支援する会ではビデオ『証言・横浜事件』を製作しました。

もともとこのフィルムは、法廷提出用のとして、支援する会内外のみさんのカンパによって製作したものでした。



なぜ、法廷用だったのか。横浜地裁も、東京高裁も、直接の当事者（事件被害者）である申し立て人を、法廷に呼ぼうとしなかったからです。ならばせめて、証言をビデオにおさめ、何とかその『真実』を聞きとってもらおう。そう考えて、川田定子さん、平館利雄さん、

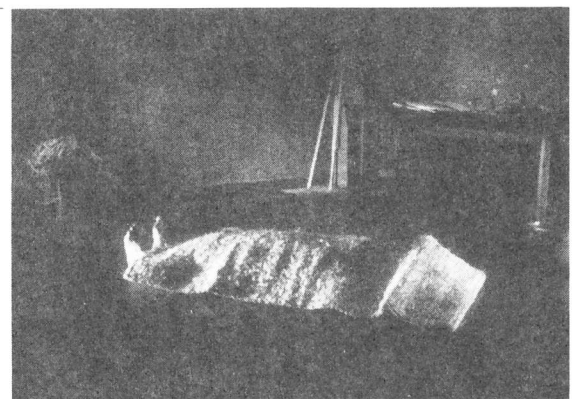
木村亨さん、小林英三郎さんの証言を、弁護団によるインタビュー形式でフィルムにおさめたのでした。

証言はそれぞれ四〇分程度、それを抜粋して作ったのが、『証言・横浜事件』でした。

証言の内容はすべて、みずからが受けた拷問の体験です。四〇数年を経たとはいえ、屈辱と汚辱の体験を語る口は重く、証言はしばしば沈黙によって中断されました。それだけにかえって、リアリティーがそくそくと伝わってきます。

しかし、このビデオは、証言のみをつないで、事件の背景や経過についてはふれていないために、はじめて横浜事件に接する人には、せっかくの証言の重さが十分にのみこめないうというウラミがありました（そのために、事件全体の輪郭を解説した文

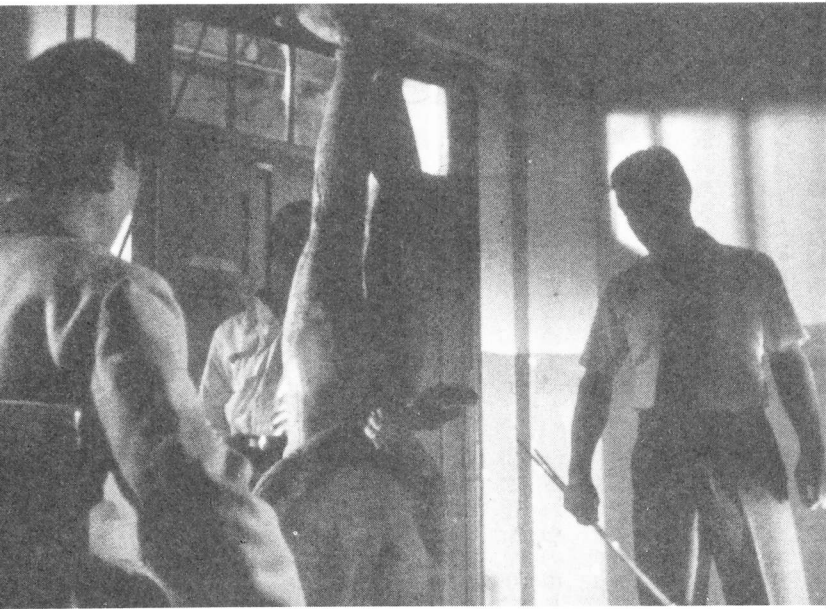
▲「横浜事件はこの一枚の写真から一挙に拡大した」問題の写真を手語る佐々木愛さん。



▶土間の上に遺体が投げだされていた…。気賀すみ子さんの証言にもつく再現シーン。

書は用意しましたが――）。その不足だった点が、今回の映画の完成によって解消されたのです。

映画『言論弾圧横浜事件・証言』は、先の四名の方の証言に、新たに小野貞さん、気賀すみ子さんの証言を加え、それを佐々木愛さんが『案内役』となつてつないでいき、さらにそれを、再現した拷問シーンなどで補強することによって、事件の本質と今日的意味を浮き彫りにしたも



「拷問シーンの、あの竹刀しなないの音がたまりませんでしたね」。報道関係者向けの試写のあと、森川弁護士が洩らされた言葉です。じつさい、体験者の重い証言のあとの再現シーンだっただけに、竹刀の音は見ている者の肉に食い込んでくるような痛

◀「小林多喜二はどうして死んだか知ってるか？」は特高の「合言葉」だった。

のです。

さを感じさせました。「小林多喜二はどうして死んだか知ってるか？」。拷問を加える特高の「合言葉」です。それを聞きまし

たか、と問われて、四人の体験者が次々と、それぞれ異口同音に、「ええ、しょっちゅう聞かされました」と答えます。その四つの証言の上に、多喜二の遺体——大腿部が真っ黒にうつ血し、ふくれ上がった写真がスクリーンに映し出されるとき、

★

思想警察・特高と、治安維持法そのものの本質が、いつきよに浮かびあがってくるのです。佐々木愛さんはかつて、横浜事件に取材した三好十郎作『美しい人』で事件被害者の妻の役を演じました。シナリオの作者、ふじたあさや氏の父君は、事件被害者の一人、藤田親昌氏（支援す



▲「生木の丸太の上に裸で正座させられ！」木村亨さんの証言をもとに再現された拷問シーン。

の直接間接の関係者によって作られたものといえます。

映画のラスト、佐々木さんがペンを取り上げ、最高裁への署名用紙に強く大きな字でしっかりと署名します。再審裁判支援、人権と民主主義確立の運動のために、この映画（及びその収録ビデオ）の必見・ご活用を呼びかけます。

★

●映画フィルム貸し出し料＝二万円
フィルム買取り＝一九万円（消費税別）
ビデオ買取り＝一万三千元（消費税別）

その意味でこの映画は、横浜事件

紹介

ビデオ『横浜事件を生ききて』

もう一つ、横浜事件を扱ったビデオがあります。そのビデオは、再審請求人の一人、木村亨さんの日々の生活を追いながら事件の真相にせま

った映像資料で、松原明氏撮影・演出のものです（一九八九年製作）。請求人では平館利雄、川田定子、

気賀すみ子さん、横浜拘置所元看守の土井郷誠さん（故人）ら多くの方が証言されています。富山県泊の事件当時の芸妓や紋左旅館関係者の証言、元特高への会見申入れのシーンも迫力があり、右の映画・ビデオとあわせての活用が期待されます。

特集

高校生の感想文

課題

(現代社会)

『治安維持法と戦争の時代』

『横浜事件』を読んで

その一

僕はこれらの本を読んで改めて戦争の恐ろしさと、人間の愚かさを知った。

戦前の日本は、天皇が日本を統治し、また、軍隊も天皇が統帥していた。そのため、軍隊のやることには文句が言えずそのために満州事変や、日中戦争といった戦争をまねいてしまった。この時、国民は軍が操るマスコミの偽りの報道を信じ、中国を侵略するのではなく、中国の悪業を懲らしめる戦争と信じ、この戦争に賛成してしまった。また、軍が独裁政治をするために、五・一五事件や二・二六事件といったクーデターを起こして政党政治は終わり、軍が台頭する政治が始まった。そして、こういう政治を反対する人や、天皇制を少しでも変えるような思想

を持つと見られた宗教家や、大学教授は治安維持法によって捕まり、拷問で死んだり、名誉を剝奪された。

これらの事を考えると軍の行動の巧妙なことに感心したのと、マスコミの貧弱さ、大日本帝国憲法の欠陥、安易に軍隊の侵略を許した政府と国民をとて愚かだと思った。マスコミは、国民に真実を伝えるのが仕事、憲法や政府は国をより良くするためのもの、国民は、真実を見極め悪いと思うことがあるのなら政府に訴えて、直すのが義務である自分自身では思うのだが、この当時は、どれも働かなかつたのがとても残念である。しかし治安維持法でこうした運動ができなかったという人もいると思うが、それなら治安維持法は悪法だと各方面に訴えて廃案に持ち込めばいいことである。こういうことができなかった当時の日本は、軍隊が悪いと言える権利はない

と思う。

さて、こういう風に侵略戦争を安易に了解させてしまったのは治安維持法のせいだと僕は思う。

その治安維持法は、大正時代になって目立つようになってきた社会主義や共産主義を目標とする無産政党が、普通選挙法で議会で幅を利かせるのを抑えるために治安警察法、新聞紙法などの治安立法をより強化した法律である。この治安維持法により無産政党や共産党の党員はことごとく検挙され、たびかさなる改悪によりその勢力は抑えられていった。そして戦争が始まると先に述べた軍の独裁の要となる天皇制を変えるが見られた者も検挙されるようになり、太平洋戦争が始まると軍に協力しない人や、政府のやることに批判する人も対象となっていた。このようにいろいろな方面にわたり、治安維持法は人々を苦しめた。

なぜこうなったかというところ、この条文がいまいきな書き方だったからだろう。国体を変革すると見なされたら治安維持法違反となる。だからこのように広範囲にわたって検挙された。この法は完全にその時代、その時代の権力者に利用され、権力者に逆らったと見なされた者は罰せられたのだと僕は思う。そのいい例が課題図書『横浜事件』だろうと思う。

この事件は戦争中に米国から帰国した川田夫妻を取り調べることによる、関係人から押収された1枚の写真から細川氏が主催した新著の出版記念会が、神奈川の特高により日本共産党再建準備会とでつちあげられ、中央公論社の編集部員らが検挙され、特高により拷問に科せられ、ある者は死に、ある者は特高の書いた「私は共産党員です」という手記に押捺し、命は取り止めたが、治安維持法違反になって起訴され、ある者は特高に屈服することなく生きのびた。そして起訴された者が、終戦後にでたらめな裁判によって刑が確定してしまつた。

僕はこの事件のことを知り、この事件で検挙された人はとても悲惨だと思つた。特高にでつち上げにより、検挙され、ありもしない事実を

敵しい拷問により死ぬような苦しみを与えることにより認めさせられたこの屈辱は、忘れようとしてもなかなか忘れられないと僕は思う。この屈辱はかわいそうとかいう考えでは表しきれないとも思う。

それから、この拷問が行われた時の特高の言葉に印象に残ったものがある。それは「共産党員は殺してもいいのだ」という言葉である。この言葉は、特高が、共産党員の人権を認めていないことを示唆しているものと思われる。これはいくら何でもひどすぎる。いくら容疑者（本当は無実である）でも人権は尊重すべきだと思う。戦前の教育を疑いたくない。

さて現在、これらの課題図書によると国家秘密法という治安維持法と類似した法律が、作られようとしていると書かれている。もし国家秘密法が治安維持法の再来なら、この法案の成立を国をあげて阻止するべきである。また戦前、戦中の悲惨な出来事を繰り返さないためにも。

その二

ほくはこの法律はいままでで作られた法律の中で悲惨で最大の汚点の一つだと思います。まず、この法律は国内の社会主義運動や共産主義運動の激化、ロシアでの社会主義革命の影響などをおそれ作ったということですが、後には少しでも政府の方針にそむいた者や、戦争に反対する思想をもつ者なども治安維持法違反ということでもどんどん検挙され、ごう問されてぎやく殺されたり、ろやに閉じこめられたりされました。ほくは何でこんな無茶苦茶な法律を作ってしまったのかと思います。

治安維持法で出てくる警察は特高警察というのがありますが、初めて置かれたのは一九一〇年の幸徳秋水らの大逆事件の翌年に置かれたそうです。つまり、政府は治安維持法をつくる前から社会主義運動の高まりをおそれていたのかもしれないと思います。しかし、本の中で政府の治安維持法の提案理由としても共産主義や社会主義や天皇制への否定などの過激な運動を防ぐためだと書いてありました。なぜただ共産主義は

いいと考えている人まで逮捕するようになったのか疑問です。たしかに共産主義運動で他の民衆に迷惑がかかるようなことをすれば悪いことだし、ほくもあまり共産主義にはあまりいいイメージ（例、スターリン政権下でのソ連など）を持つていません。しかし、どんな考え方でもよほどのことでない限りいい意見があるはずだから、おさえるよりはいい面でのその考えを取り入れるべきだったと思います。

治安維持法が成立するまでには、やはり相当な反対運動や意見があったはずなんです。反対運動といってもこの本では十分批判しきつてないと思われています。衆議院では、数百名もいる議員のうち反対した人数はたったの十八名、党をあげて本格的に反対した党は実業同志会だけだったといえます。貴族院ではたったの一人でした。ほくにはこの法律は衆議院の過半数をとっていた護憲三派がなぜ反対派ではなかったのか信じられません。あれだけ国民にたくさんの民主化政策を公約していた護憲三派があんな非民主的の後におそろしい法律となる治安維持法が議会で可決されるなんて、ほんとうに護憲三派は民主化を押しすすめる気

があつたんでしょうか。ほくは、国民に対する気持ちはあつても、根本的にやりたかったことはあの藩閥政治家などの考えと同じだったと思います。つまり、国民はだまされたのかもしれない。

昭和になって、ついにこの法律による弾圧や検挙はエスカレートしてきます。小林多喜二の特高警察による虐殺、滝川事件、横浜事件などいっばいあります。なぜこういう事件がいつばい起きたのかというと、そもそも軍部の力が強くなったからだと思います。満州事変などの戦争での日本軍による虐殺や、その他日本軍にとつて都合の悪いことは全部国民には公表せず、逆に日本のやつていることは神聖なものであり、悪いのは中国だとまでいうようになり、戦争は正しいと国民に教えていました。また、事実を伝える義務があるはずの新聞、雑誌、ラジオなどはこの軍部の態度に賛成してしまつたということですから、ほくは本当に驚かさされたといひようがありません。だから、戦争反対をさげんだ人間を弾圧、検挙しても国民は反対運動をしなかったのです。これでは、どんなことを日本軍はやつても国民は日

本軍は正しいことをしているんだなあですましてしまおうわけです。今の日本でもしこんなことをしても世間が許すはずはありません。

横浜事件は細川嘉六が「植民史」の出版記念会を富山県の泊町の旅館で行い、中央公論社・改造社の編集者ら七名と記念撮影をしたのを特高警察が共産党再建事件にでっちあげて、編集者ら数十名を検挙し、過酷な拷問を加え、四人が獄死したという事件ですが、ぼくはこの事件の内容を読んでびっくりしました。この事件の中で共産党員は一人もいません。ただ、戦争に反対するようなことを書いた本の出版記念会を開いたので、軍部がアカの行動として特高に検挙したのかもしれない。治安維持法については、国民の自由までうばうようになったのです。また、拷問についてはこの本ではあまり取り上げなかったようですが、とっても人間にできるようなものじゃありません。つめをはがされ、たみ針でもいつきりたかされるなどの拷問をアカだということと治安維持法に違反してはダメでもやられたのです。「はだしのゲン」に書かれています。

画のような気がするほどこわいのです。

原爆投下、沖繩での悲げき、東京大空しゅうなど、もとは太平洋戦争を起した日本が悪いのですが、もとはといえば、戦争を止めることができる国民が反対しなかったからかもしれません。もし反対すればアカの汚名をかぶせられるということだったかもしれません。だけどその原因を作ったのは治安維持法を始めとする治安法たちだと思います。最近日本でも戦後の治安維持法といわれた国家機密法案について審議されましたが、幸運にも廃案になりました。しかし、この前の税制改革法案については自民党の強行採決により可決されたようなものです。また、天皇のご病気を配りよした自しゆくムードも、あまり批判すれば、戦前世代の人たちに天皇に対する敬意がないとされるなど、自分に都合が悪いことを力でおさえつけるような出来事がおこりつつあります。もし、平和を願うなら、反対意見をおさえる政策ではなく、反対意見のすぐれた点をいかして政治を行っていくのが本当の平和であり、本当の民主主義じゃないかと思えます。

その三

私はこの本を読みながら、何のために勉強しているのか、今まで何を勉強してきたのか、むしように頭にくてしまいました。中学校の時、治安維持法という言葉は、教科書にも、期末、中間テストにも出てきていました。でも、私は、治安維持法について、ほとんど、全くといっていい程、何も知らなかったのです。広島や長崎について、原爆の投下について、アメリカのひどきさについては、多少（治安維持法に比べればかなりです）知っていました。というよりも、教科書も、先生も、TVも教えてくれました。今も、私達の生活は、核となり合わせなのですから、核の怖さについて学ぶのは、当然といえば、当然だし、とても、大切な事だと思えます。でも、私達の生活は、法律の上に成り立っているのですから、その法律のおそろしさを、知っておくことも、その法律によつて、苦しめられ、殺された人達の事や、その法律を悪用していった私達の祖先の事を知っておくのも、大切であるし、しなければならぬ事だと、つくづく思いました。

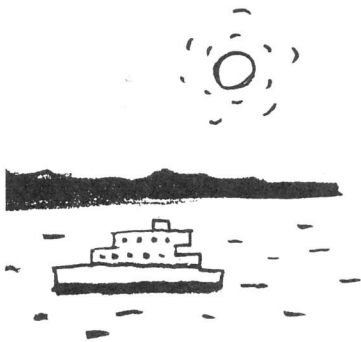
治安維持法は、東条政権にとつて、陸軍にとつて、あるいは、他のなんらかの政治勢力にとつて、けしからん連中、じゃまになる連中を、どんな場合でも、とりしまれる法律でした。でも、この法律を作るころ、又は、作られたころ、これほどまで、人々を苦しめる法律になるだろうと、又は、苦しめる法律になるかもしれない、と考えたり、予想したりした人が、何人いたことでしょうか？ 私だって、今ある憲法が、少し改正される、と、言われても、「別にいいんじゃない。ほんの少しぐらい、どうってことないよ」と思ってしまうと思います。そして、現に、治安維持法は、悪い方へ、悪い方へと少しずつ変えられて、人の中の、深層心理をも、取りしまる法律になってしまったのです。こんなふうに、今ある憲法、私達を守ってくれるはずである法律が、いつ私達の深層心理をも、とりしまる法律になるかは、全く未知だと思います。そうならないためにも、教科書は、私達の祖先の事を、良い事も悪いことも含めて、もつと、正確に、積きよく的に、のせるべきだと思うし、国の政治の内部も、もつと良く知られるべきだと、密談などはやらず、公

の場で話し合いをするべきだと思
います。でも、何よりも、一番多数を
占め、一番強い権利を持つべき国民
こそが、不断の努力を忘れず、常
に、先の事を考え、昔の事をふり返
りながら、しん重に、法律にとりく
むことが大切だと思われました。

この二冊の本には、横浜事件をは
じめとして、いくつかの事件の事
が、のつていました。いずれも、大
物というか、中心的存在の人がつか
まる理由は、だれかのためにカンパ
したりする、というような、他の人
のためにした行為が、ほとんどでし
た。でも、たったそれだけの事でつ
かまえて、ひどいごうもんをして、
むりやり、手記や、上申書を書かせ
て、その人を罪においこむ……。全
く、法律と呼ぶには、ふさわしくな
い。法律とはいえないようなもので
した。むりやり罪を作って、むりや
りうその手記などを書かせる……。
何もかもが、むりやりで、ごうもん
などの、ぼう力によるものでした。
悪い事をした人がばつせられるの
は、多少は仕方のない事だと、私は
思います。でも、思想や主義は自由
だと思し、ましてや、深層心理な
どの心の奥底にほんの少しのぞくよ
うな考えまで、ほじくり回し、罪と

してとがめるような力は、治安維持
法にも、ましてや特高にも、絶対に
ないと思し、あつてはいけないと
思います。

今、私達を守ってくれる法律を、
私達は、きちんと、守っていかなく
てはならないと思します。私達自身
のため……。それと、私達の子孫のた
めにも。つらいごうもんのあげく、
死んでいった祖先達の、文章でよむ
だけでも、ひどいと思わせるおこな
いをした祖先達の歴史から、目をそ
むけずに。歴史は、くり返されると
いうけれど、二度と、こんな法律が
できないように、まだまだ、学ぶ事
は、たくさんあると思しました。治
安維持法という言葉、受験の重要
語句としてしか存在させない日本の
教育のあり方も、もっと見直すべき
であると思しました。



その四

ぼくは、本を読んで信じられない
ことがたくさんありました。今から
ほんの六十年ぐらい前なのに人々は
苦しい生活をしていたということも
その一つです。確かに今の政治でも
あまり国民の意見を取り入れてい
るとは思いません。なぜなら、リクル
ート事件に国民の目を向けておい
て、その間に消費税について強引に
変更したからです。しかし治安維持
法が出された時よりは、まだいいと
思いました。その時代では言論・思
想・信仰が抑圧されるのです。そし
て授業でも習いましたが基本的人權
が、まだ認めてもらえない時代でも
あります。治安維持法の提出理由と
いうところを読んでみると、まさに
政治は自分たちの地位しか考えてい
ないというのが丸見えです。ロシア
革命に影響されないようにロシアと
国交が回復してから、あせつていま
した。そして、世論の声が高まって
普通選挙法が制定されようとしてい
る時に、衆議院に登場しそうな社会
主義者の勢力を抑えようと政府は考
えていたからです。それから治安維
持法が成立されてから最初に適用さ

れてしまった京都学連事件の事につ
いて、この時の事件を強引に治安維
持法違反にもつていつて勝手に捜査
をした警察官を有罪にしないで逆に
訴えた人全員を有罪にしました。こ
れだけでも大変な出来事だと思つて
しまふのに検事局は狙っていたほど
の罪にはならなかったというのには
驚きました。そして、三・一五事件
や四・一六事件で日本共産党員など
がたくさん逮捕されたり起訴され
て、救援したりする人達だけでな
く、弁護士までもが逮捕されたとい
うのは、信じられませんでした。そ
れからこの本には戦争についても書
いてありました。やはり前から思っ
ていたとおり世界恐慌が原因の一つ
でした。そしてこの本で初めて石原
莞爾という人を知りました。読んで
いて、頭の良い人は恐しいと思いま
した。この人が考えた「世界最終
戦」が本当に最後の大戦争になるの
かは、とても不安です。この時代は
とても軍人の力が強かったというこ
とがよく分かりました。治安維持法
のところでは政府が中心で、ものす
ごい権力を持っていましたが、その
政府でさえもおびえていたというの
で、よっぽどだったのだと思いま
す。このぐらい軍人の力が強いので

戦争になってもあたり前だと思いました。滝川事件のところで、思想弾圧が当時ものすごかったということを書いてありますが、それよりずっと怖いと思ったことは敗戦後に、その思想弾圧を平気でしていた政治家が顔を出していたということ。外国では、ユダヤ人を殺害した人達を今、罰つていますが、日本では罰するどころか政界を牛耳っているというのは許せないと思います。横浜事件を読んで、犠牲になった人がとても可哀相に思いました。容疑者の前に突然現れて、細かく調べるのはまだいいと思います。しかし、取調室で、横倒しにされて泥靴で踏みつけられたり、丸太棒で叩いたりして、やってもいけない共産党の再建会議を行なっていたと言わせたりして、取調係や特別高等警察はまるで幼い子供のように思えました。他にも、この強引な取調べ方について、いろいろと書かれてありました。自分まで取調室の中で拷問をうけているような気がしてしまって、読んでいるととても恐ろしくなりました。それにしても治安維持法だけでなく、軍機保護法などのいろいろな法律で国民を締めつけるなんて、この時代に生きている国民はとても可

哀相に思いました。そして、やたらに話すことができないし、書物も過剰な取締が行なわれてパスしたもので、だけしか発行してはいけなくて、苦しんでいるのは国民だけと思いません。しかし、こんなに細かく取調べていたことは、多くの推測では軍人の上流階級の人は、戦争になったのは自分達が原因で、しかも戦争は負けてしまうだろうということとは知っていたと思います。自分達のやったことが間違っているというのが国民に知られたら大変な事になってしまうので神経質になって取調べをしていたのだと思います。現在でも、共産党員の勢力を押しえようと、自宅に盗聴機をしかける警察官がいたり、教科書検定が細かくなされています。そして学校に日の丸の旗を立てさせたり、長崎市長が、戦争責任は天皇にあるという発言に対して諸々の脅迫、朝日新聞社の襲撃事件など言論弾圧がいたる所で見られます。私達はこのような出来事を見逃してはいけないと思います。それから戦争で、マスコミや宗教の影響がこんなにあるとは思いませんでした。日本は、日清戦争・日露戦争・第一次世界大戦と、全部勝っていたのでよほど調子に乗っていたの

だと思えます。この本を読んでいたら、日本は太平洋戦争に負けてよかったのかもしれないと思いました。

その五

治安維持法は一九二五年四月二日に公布されて、五月一二日から植民地（朝鮮、台湾、樺太）などにも施行されました。それから、日本は社会が変わったと思います。治安維持法が出来たことよって京都宇連事件や横浜事件などが、起こりました。逮捕された人は全然、悪いことをしていません。それなのに警察は勝手な妄想を信じ込んで、共産主義者でない人を共産主義者にしたててしまうのです。そして、逮捕された人が認めるまで、暴力をふるうのです。けれど、認めていないのに、暴行されて倒れて目が覚めて、強引に拇印を紙に押されてしまう場合もあります。なんだか、今ではとても考えられないことだなと思えました。今は、警察といえど、悪いことをした人を逮捕するけれど、昔は、悪いことをしていない人を逮捕していたんだなと思うとすごくこわいです。そして、その被害にあってしまった

人がかわいそうに思えて仕方ありませんでした。

しかし、その裏では、この法律ができて得をした人がいるのです。もともと、治安維持法は、反政府の共産主義、または、それに関する一切のことを取り締まる法律です。政府は、この法律が出来て大助かりだったと思います。それは、反政府の者、あるいは団体などがなくなれば、反対する人がいなくなるわけだから、自分達の思ったとおりに行動しやすくなるからです。つまり、日本全体を統一化させようとしたのだと思います。

日本全体を統一化させようとしたならば、治安維持法を作ったとせよとされたことは、まちがいだと思います。いくらこの法律を作ったからといっても罪のない人を傷つけるのは人間として良くないことです。本にも警察の人が「共産主義者は殺してもいいことになっているんだ」と言っているのが書いてあります。共産主義者だから殺してもいいなんてあまりにもひどすぎます。警察でも、誰でも人を殺せる権利は持っているし持てないはず。この時代は、人権が今ほど良く認められていないんだなとつくづく思い

ました。また、共産主義というものは人の考え方の一部であってその考えがいけないということはないと思います。自分は、こう考えるのだつたら、それはそれでいいと思いません。それを法律で取り締まるのは、絶対に不可能です。不可能なはずのことを日本はやってしまったのだから、とてもこわいです。

治安維持法は、人の心に傷をつけるものだと思います。傷ついた人の心は、治せるものではありません。傷つけられた人は、一生、死ぬまでその傷の痛みに耐えながら生きていかなければならないのです。その反対に、傷つけた人は、どう思っていたのでしょうか。自分の心や体は傷つかないから、何にも思わないかもしれません。早く白状しろ！と思いつながら、暴力をふるったり、暴力をふるわれているのを見ていたのかも知れません。暴力をふるわれていたら、痛々しくて見ていられないと思います。本の中でも暴力をふるわれているときのことが書いてあって、読んでいるときに、ぞくぞくしてしまふのに、平気で見ていられるなんて、人間としての心がないようにしか、私には思えません。傷つけた人のほとんどは警察の人だと思いま

す。その当時は、共産主義者を逮捕するのが仕事だから仕方がないとも考えられるけれど、余りにも人間のすることとは思えません。治安維持法は、そういう人間（人間らしい心のない人間）をも増やしてしまったのではないかと思えます。

治安維持法のある時代には、自由がありませんでした。もし、その時代に自由があったのなら、共産主義でも逮捕されなかったと思えます。いろいろな思想があつて、いろいろな表現ができたのではないのでしょうか。そして、その時代の人達に相手の意見を聞こうとする気持ちがあれば良かったと思います。なぜなら、それぞれの考えを聞いたりして、こういう考え方もあるんだなと心を広めていくことが出来ると思うからです。そうすればお互い話し合つて、問題を解決できたでしょう。きつと政府は他の意見を聞こうとしなかつたのではないかと思えます。だから、治安維持法みたいなこわい法律を作つたのだと思います。こう考えると、相手を認めようとする気持ちと、自由というものはとても大切なことだと思えました。もう二度と治安維持法のようなものを作らないためにも、自由と相手を認めよう

とする気持ちの意味を考えていきたいと思います。

その六

先ず「治安維持法と戦争の時代」ですが、なかなか難解^かい事が書いてあつたので、解説（？）するのに少々時間がかかりました。と言うか、後の二冊に書いてあつた事が、これよりも深く心に刻まれたので、今思うと他二冊よりも余計に難解しく感じてしまうのかも知れません。しかし、難解^かいだけ、この本の持つ「重要さ」があるに違いありません。そう思つて今さつき、再度読み直してみました。やはり難解^かいには違いありませんが、少しは重要な所を見い出したつもりではあります。治安維持法といった第一に基本的人権が認められなかつた事が挙げられるでしょう。今現在、「基本的人権は無くなりませんよ。」と言われたら、日本中、大混乱どころではないでしょう。が、昔は無かつたのです。そう言うとき皆さんは（と言ってもこれを読むのはせいぜい一〜二人位でしょうが）日本は大混乱したんだろうなあとと思う人がいると思

うのですが、実は開戦直前の頃のことですが、そう大したデモなどは、あまり無かつた様です。と言うのは、基本的人権、即ち少しばかりの自由はその頃無かつたも同然。いや、少しでも勝手な行動をとると、特高につかまってしまうので、その様な事はできなかつたんでしょう。それでもって少しでも勝手な事をしてたりすれば、特高やら何やらが出てきて思い切り弾圧。時には殺したりするという結果になり、全国的な活動には至らなかつた訳です。前に、大した混乱は無かつたという様な事を書いたつもりですが、実は、無かつたというよりも、できなかつたと言う方が正しいのかも知れません（個人的にはそう断定する所ですが）。国民はその治安維持法におびやかされながら生活していた訳であります。全く良くない事です。

さて、治安維持法が飽きたから、とゆう訳ではありませんが、ここで少々横浜事件について述べる事にしましょう。これは、今まで（生まれてからずっと）読んできた本の中で一番か二番目位に心に深く刻み込まれたものだと思います。第一印象特高は非道い！残酷だ！の二言に尽きます。本当にこれでも人間のする

事か？とか特高はゴジラより過激な事をしたもんだとか思ったりしました。個人的にはなく、公の前で「こいつらは人間ではありません」と公表してやりたいものです。ここでは報道の抑圧を述べているのであります。「改造」という一冊の本があります。その本は言論統制の中をギリギリにパスし、出版にこぎつけ、全国に出回った頃、陸軍の雑誌懇談会とゆう所で少し文句が出たためその本は、発売停止になってしまった訳でそれだけなら良かったのですが（個人的には良くないと思いますが）、これが何故か大事件になってしまった訳です。と言うのは、米國からの帰国者の中にスパイ容疑で捕まった人がいて、その家を検索中に、「改造」の編集部員の写真が出てきて（それは単なる発行記念の旅行に過ぎないのですが）、特高はこれに共産主義の宣伝の為の集会じゃないのかという勝手な思いがりから（最も共産主義だから何が悪いんだ？）と言いたい所ですがそれは後にして、「改造」の編集者を検挙。そして特高は拷問、時には殺してしまおうといった事をしたのです。それについての感想は前記したのであえて省きません（本当は百回でも二百回でも言いた

いのですが）。ところで、共産党とか、アカとかいう言葉を聞くと、ある一つの思い出が心の中に甦ってきます。それは、中一の頃、部活で外を走っていて、途中で休憩中に、先輩が何げなく畑に石を投げたら、農作業のおじさんが来て、「コラ！」と怒鳴り始めました。それからぶつぶつと何かを言ってるうちにそのおじさん、「お前らアカか？」。もちろん中一の自分に分かる訳ありません。そのおじさんの説教を聞いて、少しは分かったものの、何故そんな事を言い出したのか、よく分かりませんでした。今回、この本を読んでやつと分かりました。その時のおじさん……50才位。昭和60年の事だったので生まれは10年頃になる。きっとそのおじさん、「共産主義なんかになるんじゃないよ」と教育されたのでしょうか。時代的にもおかしくはありません。自由な時代に生まれた人達は、共産主義だろうと何だろうと構わない訳ですから、そんな説教は時代に合わない訳です。再度その様な事を聞いたなら、それはおかしいと言いつつもうです。

さて、三冊分の感想が終わった訳ですが、ここで本題の治安維持法を少し考えてみましょう。この法は、戦後間もなく消滅した訳です。従って、もし、日本が戦争に勝っていたりしたとすれば、この法は、もしかすると、まだ残っていたのかもしれない。ですから言ってみれば（これを言うと一部の人が批判されるかもしれませんが）、ここは一つ、言論の自由とゆうのがあるので一応言います。戦争に負けた方が良かったのではないのでしょうか。それ以上は言いません。でも、もしその法が今まで残っていたら、自分はどんな生き方をしていたのかと、つくづく考える今日このごろです。

▼事務局から

社会科（現代社会）の実際の授業で治安維持法や横浜事件をとりあげた場合に、いまの若い人たちは一体どのような感想をもつものでしょうか——こんな問いかけを支援する会事務局からお願ひしております。が、埼玉県立川越南高校ではすでに三年前から授業でとりあげているというのを聞きまして、前号で予告しましたように、岩本重彦先生にお願ひして高一の生徒さんたちの感想文を、ほんの一部、右のようなかたちで紹介させていただきます。岩

本先生のご熱意と生徒さんたちの真剣な心の格闘に深く感謝いたします。再審申し立て人のお一人、小野貞さんが、さきごろ二冊目の冊子『横浜事件・真実を求めて』を自費で作成されました。（A5判・四八ページ。頒価＝送料とも五〇〇円）。その最終ページに掲げた参考文献のうち、大塚一男著『松川弁護十四年』（晩声社）は絶版との表記がありますが、原著者よりご連絡があり、現在刊行中とのことで、この欄を借りて訂正させていただきます。

カンパを寄せられた方々（敬称略）

（4月）平館利雄（5月）小林英三郎 平館利雄

（6月分以下次号）

入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402
横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-291-8066

〈年会費〉個人＝2000円 団体＝5000円

●郵便振替 東京3-150641
振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

●銀行振込 富士銀行九段支店
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」